

令和2年度

事業概要



保護猫「ボタン」

名古屋市動物愛護センター

動物愛護宣言

名古屋市動物愛護センター 三十周年

名古屋市動物愛護センターは、今から三十年前の昭和六十年に、他都市に先駆けて、犬の抑留所である管理棟と、動物愛護と適正飼養の普及啓発を行う愛護館を併設する当時では画期的な施設として設立されました。

以来、狂犬病予防法に基づく犬の捕獲・抑留・殺処分の業務等と、愛護館での普及啓発を並行して行うことにより、動物愛護行政に邁進してきました。

さて、この三十年を振り返ると、犬猫の飼養の仕方も大きく変わりました。犬猫は、室内飼いが進み、家族の一員として大切に飼養される市民の方が増えました。

当センターでも、設立当時は数多く収容されていた子犬たちは、愛護館のふれあい広場で子どもたちに動物愛護の精神や命の大切さを教えてくれる生きた教材として活躍してくれていましたが、近年はほとんど収容されなくなりました。今は、その子犬たちに変わり、成犬や猫たちがその役目を引き継いでいます。

昨年リニューアルされた愛護館では、人が犬猫を一方的にさわるのではなく、犬や猫と心を通わせる「ふれあい」を行うよう努めています。

私たちが推進する動物愛護の精神はゆっくりではありますが、確実に市民の中に広がっています。しかし、未だに、犬猫の遺棄は後を絶たず、残念ながら社会全体に理解されているとはいえません。

そこで、ここに名古屋市動物愛護センターは、設立三十周年の節目にあたり、次の「動物愛護宣言」をします。

ひとつ

人と動物が固い絆で結ばれるよう、犬猫等の飼主が飼主責任を十分に果たせるようにサポートし、人と動物の健康と安全を確保します。

ひとつ

収容した犬猫等の一頭ごとの命をみつめ、殺処分を一頭でも多く削減し、犬猫等の殺処分のない社会の実現を目指します。

ひとつ

動物愛護推進員や譲渡ボランティアを始めとする市民の理解と協力が得られるよう尽力すると共に、愛護館を拠点にし、途切れることなく動物愛護と適正飼養の普及啓発に努めます。

時代と共に本市の動物愛護を取り巻く環境は大きく変化しています。私たちは市民のみなさまの合意の下に形成された、進歩的な動物愛護の考え方の普及啓発を絶えず継続していくことで、市民生活の中に生命尊重、友愛と平和の情操が高まることに貢献していきます。

平成27年9月26日

名古屋市動物愛護センター所長 石川 登紀子

ま え が き

○令和 2 年度はコロナ禍でのスタートとなりましたが、49 頭の犬と、848 頭の猫を新たな飼主のもとへ譲渡することができました。これも譲渡ボランティアをはじめ、「目指せ殺処分ゼロ！犬猫サポート寄附金」にご支援を頂いた多くの方々、関係者の皆様のご協力によるものと、心から感謝を申し上げます。

○当センターでは、新たな飼主への譲渡など、収容された動物の命をつなぐ取り組みを、ご支援を頂く皆様とともに職員一丸となって進めておりますが、残念ながら収容されるすべての動物の命を救うまでには至っていないのが現状です。令和 2 年度の殺処分頭数は、犬は 0 頭を継続することができましたが、猫は減少してきてはいるものの 63 頭となっております。

○こうした状況の中、名古屋市では、令和 2 年度に名古屋市人とペットの共生推進プランを策定し、多頭飼育問題や野良猫対策などの、犬猫の収容頭数を減らす取り組みや、譲渡事業のさらなる推進を図っているところです。今後は、このプランに基づいた事業を計画的に実施することで「人とペットの共生するまち・なごや」の実現を目指してまいります。

○犬猫の殺処分頭数を減らすためには、譲渡を進める取り組みとともに、収容される犬猫の頭数を減らすこと（収容されるような状況を作らないこと）が重要だと考えております。今後も動物愛護推進員はじめボランティアの皆様のご協力を得ながら、各区の保健センターや新設された人とペットの共生サポートセンターとも連携し、終生飼養や避妊去勢手術をはじめとした適正飼養の啓発を粘り強く進めてまいります。

○こうした様々な活動を通して、人と動物たちとの関係をいっそう深め、共に暮らし続けられる社会の実現に向けて当センターも取り組んでまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

令和 3 年 9 月

名古屋市動物愛護センター
所 長 木田 桃子

目 次

I 概 況

1 沿 革	1
2 機構と分掌事務	2
3 職 員	2
4 施 設 概 要	3
5 行政組織の系統図	6

II 事業の概要

1 狂犬病予防業務

1 捕獲	7
2 野犬重点地域における巡回調査及び計画捕獲	7
3 こう傷犬の検診	8

2 犬・猫の引取り、自活不能猫及び負傷動物の収容

1 犬・猫の引取り業務	9
2 自活不能猫の収容業務	9
3 負傷動物に関する業務	10
4 警察への協力	10

3 収容動物の管理及び処分

1 狂犬病予防法に基づく犬の抑留	11
2 返還	11
3 譲渡	13
4 殺処分	16
5 犬猫の飼養管理	16
6 目指せ殺処分ゼロ！犬猫サポート寄附金	16

4 動物愛護と適正飼養の普及啓発・指導

1 愛護館における活動	18
2 動物愛護の普及啓発教室等の開催	18
3 適正飼養の普及啓発教室等の開催	19
4 動物愛護週間行事	20
5 猫問題への対応	21
6 所有明示の推進	21
7 避妊去勢手術の推進	22
8 災害時におけるペット対策	22

5	動物愛護推進員の活動の推進	
1	動物愛護推進員関連事業	23
2	動物愛護推進員との協働事業	24
3	動物愛護推進員の自主的な活動の支援	24
6	特定動物飼養者への指導	
	許可及び監視指導	25
7	動物取扱業者への指導	
1	登録等及び監視指導	29
2	動物取扱責任者研修	29
8	動物処理場及び化製場等に関する業務	
	許可及び監視指導	31
9	人獣共通感染症対策	
	啓発・指導	31
10	関係機関一覧	32
Ⅲ	統 計	
1	狂犬病予防事業及び動物愛護管理事業	33
2	捕獲及び返還状況	35
3	指導班活動状況	37
4	殺処分（収容時又は収容中に死亡した犬猫等を含む）頭数	38
5	愛護指導業務に関する事業推移表	39
Ⅳ	名古屋市動物愛護センター案内図	41

I 概 況

1 沿 革

- 昭和 26 年 4 月 狂犬病予防法に基づく犬抑留施設を中川区に設置、業務開始
- 昭和 44 年 9 月 千種区に東分所を新設、中川区を本所として市域を東西に二分
- 昭和 49 年 4 月 動物の保護及び管理に関する法律の施行
- 昭和 51 年 5 月 名古屋市動物指導センターと名称を変え、動物の保護及び管理に関する業務を開始
- 昭和 60 年 9 月 愛護館、管理棟を竣工、動物愛護センターに改称し、本所は廃止
- 平成 12 年 12 月 動物の保護及び管理に関する法律が改正、動物の愛護及び管理に関する法律として 12 月 1 日施行
- 平成 13 年 4 月 名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例が施行
- 平成 16 年 11 月 安心・安全で快適なまちづくりなごや条例が施行
- 平成 18 年 6 月 動物の愛護及び管理に関する法律及び名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例を改正
- 平成 21 年 4 月 譲渡動物にマイクロチップ装着を義務付け、所有明示を普及
- 平成 22 年 7 月 譲渡ボランティア登録制度を開始
- 平成 23 年 4 月 犬猫の引取り有料化
- 平成 24 年 4 月 動物取扱業・特定動物の業務、犬猫の引取業務、負傷動物・自活不能猫の受付・収容業務を保健所から集約、4 名増員し、1 係 2 主査制から 2 係 1 主査制となる
- 平成 24 年 11 月 環境省の地域自主戦略交付金による改修工事が開始
- 平成 26 年 3 月 改修工事が完了し、愛護館がリニューアルオープン
- 平成 27 年 9 月 30 周年記念事業を開催するとともに「動物愛護宣言」を宣誓
- 平成 28 年 4 月 犬殺処分ゼロサポート寄附金を開始
- 平成 29 年 4 月 猫についても殺処分がなくなることを目指して、目指せ殺処分ゼロ！犬猫サポート寄附金を開始
- 平成 30 年 4 月 保健所体制変更に伴い、動物処理場及び化製場等に関する業務を集約、係名を変更し主査（愛護）に代えて地域における苦情相談や啓発事業を統括する主査（地域相談支援）を設置
- 令和 2 年 3 月 管理棟の改修工事を行い、殺処分機を撤去し、飼養施設を増設

2 機構と分掌事務

所 長

管理指導係

- ◎ 文書の収受、発送及び公印の管守に関する事。
- ◎ 人事及び予算決算に関する事。
- ◎ 庁舎及び物品等の管理に関する事。
- ◎ 手数料等の徴収に関する事。
- ◎ 動物取扱業の登録等に関する事。
- ◎ 動物取扱責任者の研修に関する事。
- ◎ 特定動物の飼養又は保管の許可に関する事。
- ◎ 化製場等に対する立入検査及び指導等に関する事。
- ◎ 他係の主管に属しない事。

愛護企画係

- 動物の愛護及び適正な飼養に係る普及啓発に関する事。
- 犬及び猫の引取りに関する事。
- 負傷動物等に関する事。
- 放し飼いを禁止する旨の措置命令等に関する事。
- 抑留犬及び引取り犬、引取り猫等の譲渡及び処分に関する事。
- その他動物の愛護及び管理に関する事。
- 犬の捕獲及び抑留並びに引取り犬、引取り猫等の収容に関する事。
- 抑留犬の返還、登録及び予防注射に関する事。
- その他狂犬病予防に関する事。
- 人獣共通感染症に関する事。

主 査
(地域相談支援)

- ☆ 動物の愛護及び管理に係る地域における相談及び支援に関する事。
- ☆ 動物愛護推進員に関する事。

3 職 員

	課長	係長 主査	主事	獣医師	狂犬病予 防技術員	会計年度 任用職員	事務 補助員	計
所長	1※							1
管理指導係		1※	2	4※			2	9
愛護企画係		1※		5※	13	11		30
主査（地域 相談支援）		1※						1
計	1	3	2	9	13	11	2	41

令和2年4月1日現在 ※狂犬病予防員 計13名

4 施設概要

- (1) 施設名 名古屋市動物愛護センター
 (2) 所在地 名古屋市千種区平和公園二丁目 106 番地
 (3) 規 模

* 敷地面積 8,592 m²

* 建物面積

管 理 棟 (鉄骨造 2 階建) 延 695.54 m²

愛 護 館 (鉄筋コンクリート造 2 階建) 延 575.05 m²

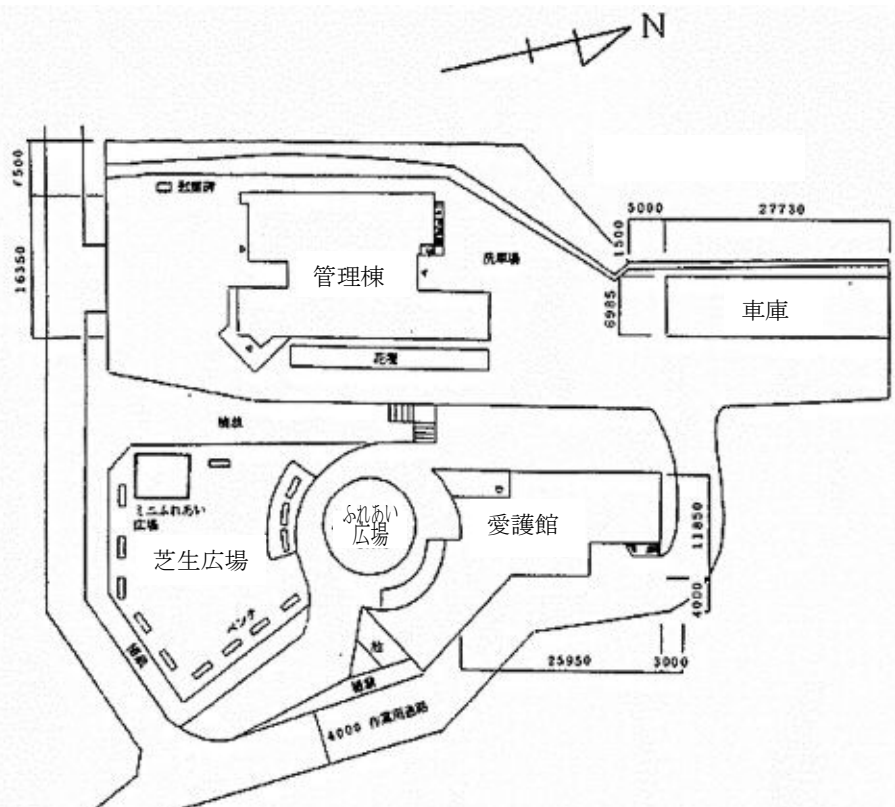
車 庫 (鉄骨造 平屋建) 延 200.31 m²

- (4) 開設年月日 昭和 60 年 9 月 1 日

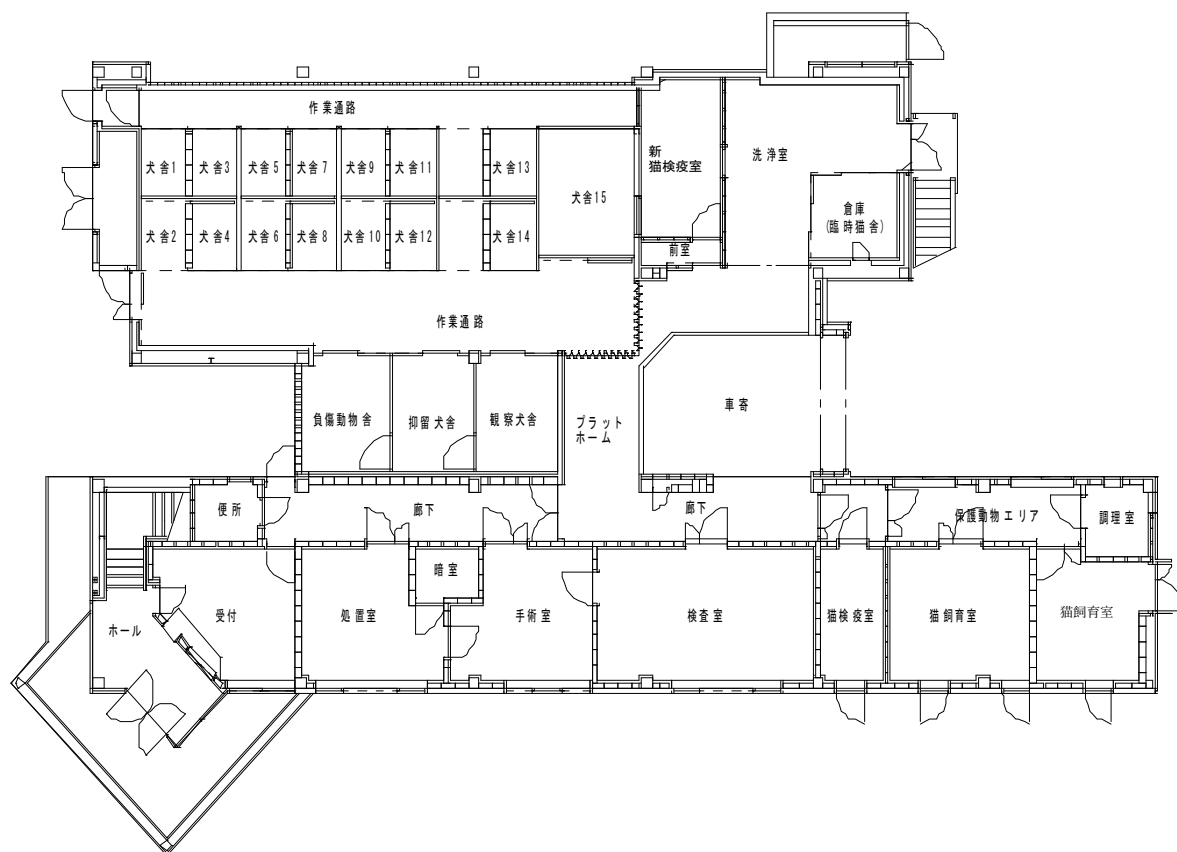
- (5) 犬・猫舎室数

管理棟			愛護館		
名称	面積m ²	ケージ数	名称	面積m ²	ケージ数
犬舎 (1～14)	3×14	—	犬舎 (8 室)	3×8	—
犬舎 (15)	12	—	犬舎	6	8
新猫検疫室	9.4	4	猫飼育室	11.5	12
負傷動物舎	9.1	5			
譲渡犬舎	9.1	8			
観察犬舎	9.1	8			
猫検疫室	7.6	8			
猫飼育室	15.2	20			
犬飼育室	11.3	8			

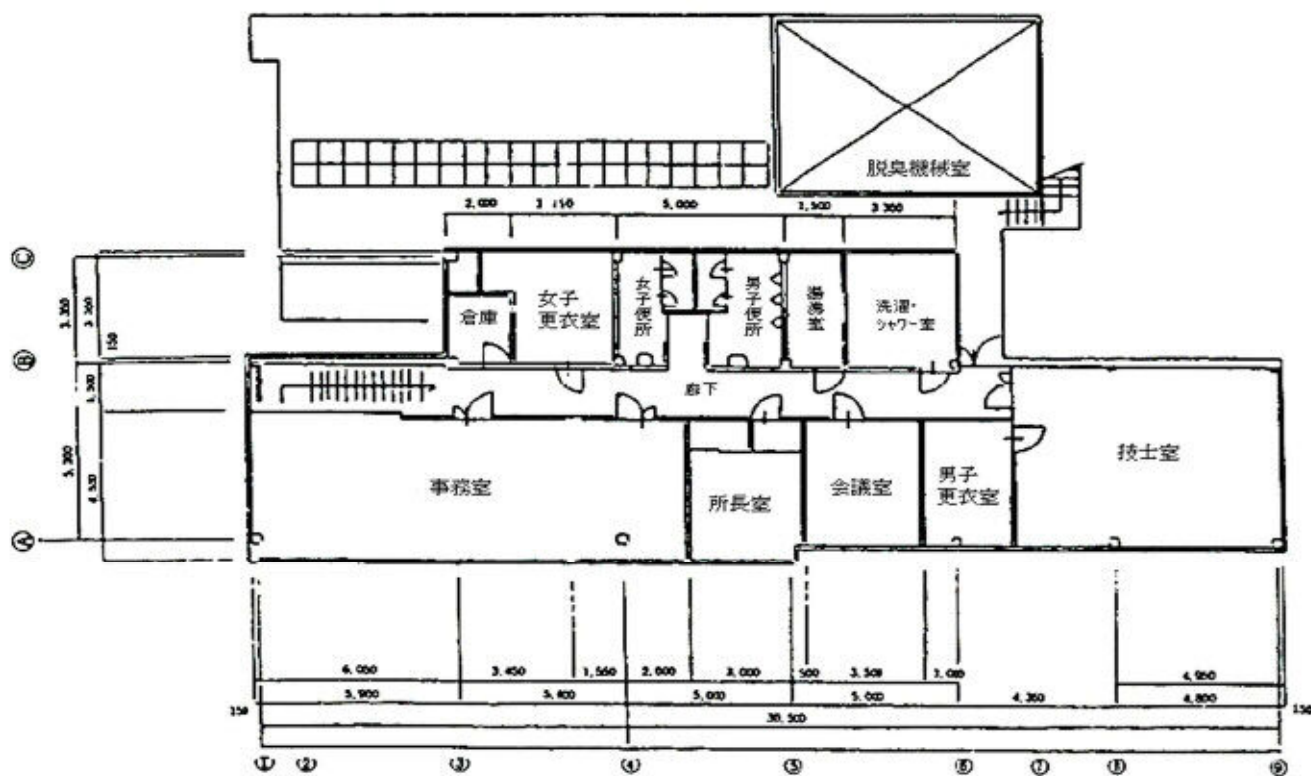
- (6) 配置図



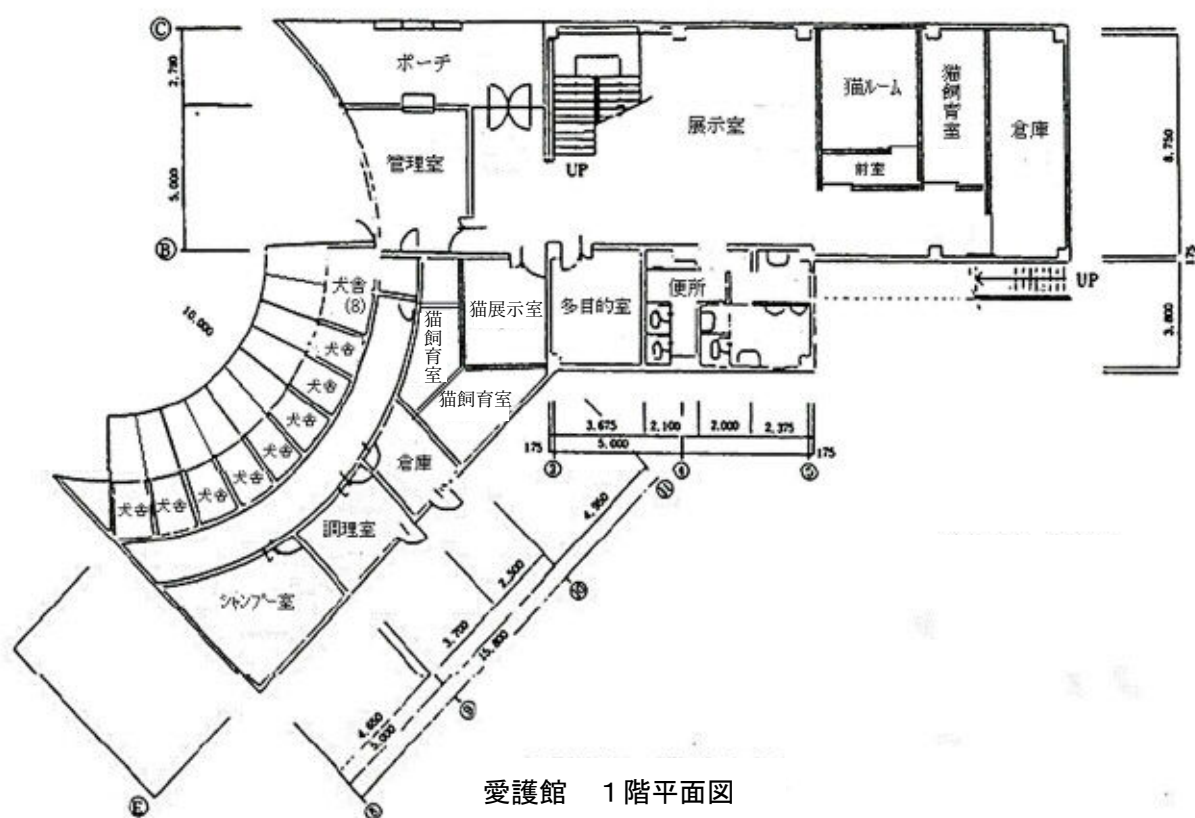
(7) 建物平面図



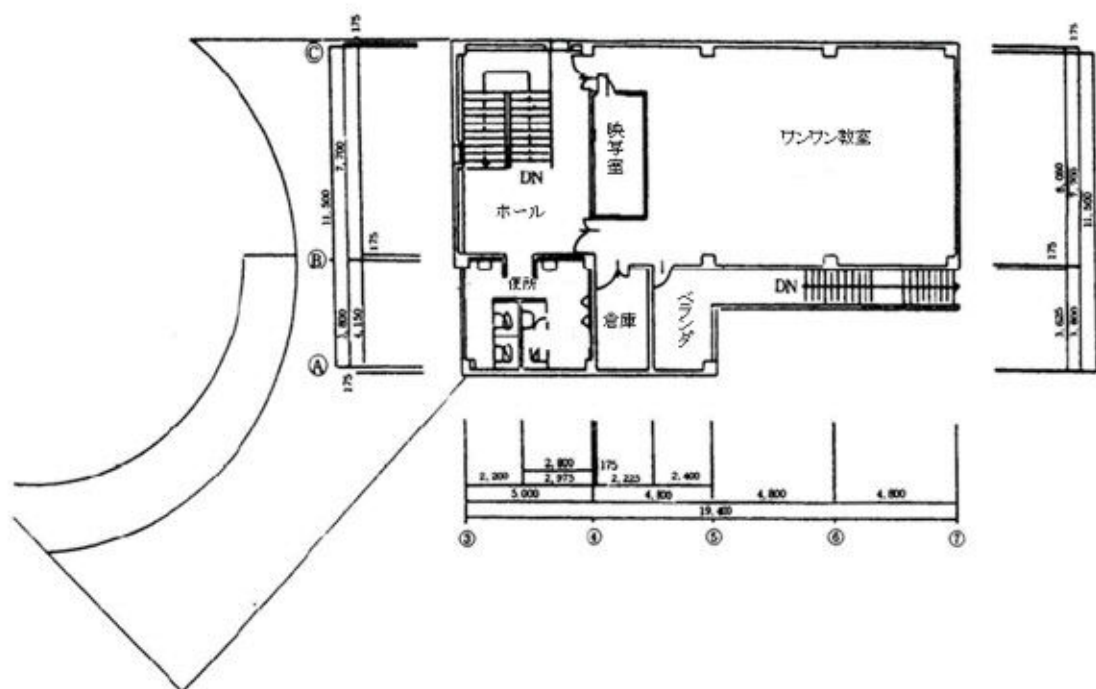
管理棟 1階平面図



管理棟 2階平面図

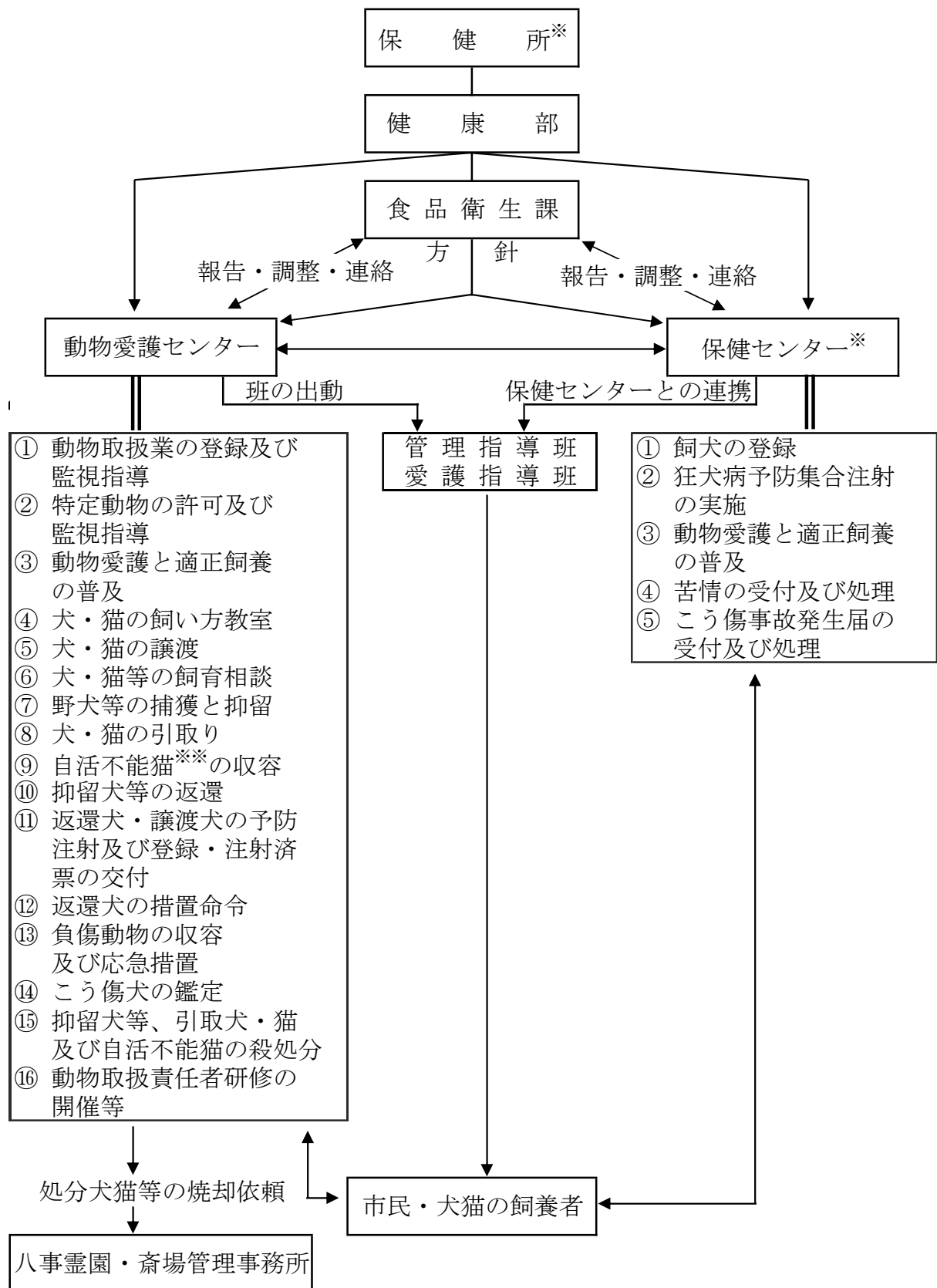


愛護館 1階平面図



愛護館 2階平面図

5 行政組織の系統図



※ 平成30年4月1日より、1保健所16保健センター体制に変更。

※※ 自活不能猫とは、自力では生活できない所有者不明の子猫のことをいう。

Ⅱ 事業の概要

名古屋市動物愛護センター（以下、「センター」という。）は、名称の示すように動物愛護を基本理念として、動物愛護業務を推進しています。飼犬等の管理指導業務もその精神を加味して対策を立てています。

その業務は、所管法令（狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律など）に基づき、要綱・規程に従って事業を実施しています。

当センターでは、犬の捕獲・抑留及び犬猫の引取りや、動物取扱業・特定動物の監視指導、動物の適正飼養と動物愛護の普及・啓発等の業務を行っています。

各々の業務については、毎年事業計画を作成し、実施しています。

1 狂犬病予防業務

狂犬病の発生を予防し、犬による危害迷惑を防止するため、犬の捕獲・抑留等を実施しています。

野犬・放浪犬の捕獲・抑留については、狂犬病予防法、名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき実施しています。

1 捕獲

保健センターの要請等に基づき、管理指導班の出動による野犬や放浪犬の捕獲を行っています。犬の出没状況、緊急性等により、時間外及び土・日・祝日についても出動し、可能な限り迅速に対応しています。

また、通常の方法（カケ・タモ等）で困難な場合は、捕獲箱、捕獲網（キャッチング・ネット）、吹き矢、麻酔銃等を使用して捕獲を行います。

◎令和2年度捕獲頭数 (頭)

	開庁時間	時間外	土・日・祝	計
捕獲頭数	78	4	6	88

2 野犬重点地域における巡回調査及び計画捕獲

野犬実態調査により、長期にわたり野犬の生息が確認されている地域を野犬重点地域に指定しています。野犬重点地域においては、保健センターと連携し、野犬の生息状況を調査した上で、計画的に捕獲を実施しています。

令和3年3月31日現在の野犬重点地域はありません。

3 こう傷犬の検診

こう傷事故を起こした犬のうち、飼主不明犬と飼主から引取った飼犬について狂犬病の検診を行っています。この検診では、センターの獣医師が 2 週間以上、こう傷犬の臨床症状を観察し、狂犬病か否かを鑑定しています。

令和 2 年度は、鑑定の対象となる犬はいませんでした。

2 犬・猫の引取り、自活不能猫及び負傷動物の収容

犬猫等による危害迷惑防止等を目的とし、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、犬猫の引取り、自活不能猫（所有者の判明しない猫で、自らの力で生活できない子猫）や負傷動物の収容と、治療等を実施しています。

1 犬・猫の引取り業務

引 取 場 所	引 取 日	引 取 時 間
セ ン タ ー	月～土（祝日を除く）	午前 8 時 45 分 ～ 午後 4 時

◎引取り手数料（1 頭につき）

成 犬	成 猫	子 犬	子 猫
2,500 円	2,500 円	500 円	500 円

犬・猫の引取りを求められた場合には、終生飼養するよう説得を行い、飼育継続が困難と認められるものについてのみ、引取りを行うよう努めています。また、引取り時には運転免許証等で本人確認を行っています。

◎令和 2 年度 犬・猫の引取り頭数 (頭)

	犬		猫	
	成 犬	子 犬	成 猫	子 猫
小 計	27	0	122	80
合 計	27		202	

2 自活不能猫の収容業務

自活不能猫の収容を動物愛護の観点から行っています。収容の方法は、拾得者の移送協力が得られる場合には、犬・猫の引取りの受付日時に準じて、センターで収容しています。また、拾得者の移送協力が得られない場合には、管理指導班が出動して現地で収容しています。

◎令和２年度 自活不能猫の保護収容頭数 (頭)

現地収容頭数	90
センター引取り頭数	643
計	733

3 負傷動物に関する業務

負傷動物（犬・猫・いえうさぎ・鶏・いえばと・あひる）について、現地に管理指導班が出動して収容しています。センターでは収容した負傷動物の治療等を行い、飼主への返還、又は新たな飼主への譲渡に努めています。

令和２年度の負傷動物の収容と返還・譲渡頭数は次のとおりです。

◎令和２年度 負傷動物の収容・返還・譲渡頭数 (頭)

	犬	猫	いえ うさぎ	鶏	いえ ばと	あひる	計
収容	1	143	0	0	1	0	145
返還	1	4	0	0	1	0	6
譲渡	0	34	0	0	0	0	34

4 警察への協力

動物愛護法違反（動物の遺棄等）の疑い事例として、警察が取り扱った犬・猫等について、警察からの依頼により、センターで収容しています。

令和２年度の収容頭数等は次のとおりです。

◎令和２年度 警察への協力としての収容頭数等 (頭)

	犬	猫	計
収容	8	262	270
警察へ 返却	0	0	0

3 収容動物の管理及び処分

収容した動物は、可能な限り飼主に返還、又は飼養を希望する者に譲渡することにより生命の救済に努めています。やむを得ず殺処分を行う際には、適正に実施しています。

1 狂犬病予防法に基づく犬の抑留

捕獲した犬は、飼主に返還するために原則 3 日間（捕獲日、土・日・祝日は含まない。）抑留しています。

2 返還

(1) 返還

抑留犬の所有者が返還を申し出たときは、動物愛護管理指導票で犬の逃走の再発防止を指導するとともに、当該犬の狂犬病予防法に基づく登録・狂犬病予防注射の実施を確認し、未実施の場合は、センターで狂犬病予防注射を行い、鑑札や狂犬病予防注射済票を交付しています。平成 24 年度から所有者からの申し出によりマイクロチップを装着しています。

また、名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例第 11 条（けい留義務）の違反事実が悪質な場合は、同条例第 12 条による「飼犬の放し飼いを禁ずる」旨の措置命令書を交付しています。令和 2 年度は措置命令書を 2 件交付しました。

令和 2 年度の返還までの飼育日数は次のとおりです。

◎返還までの飼育日数

飼育日数	捕獲日	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日 以上
頭数	23	14	6	1	3	4	1	0	7

◎返還頭数及び、返還犬の鑑札・狂犬病予防注射済票交付件数、狂犬病予防注射実施件数、マイクロチップ装着件数 (頭)

	返還頭数 (うち市外に返還した頭数)	犬の鑑札 交付数 (うち再交付数)	狂犬病予防 注射済票 交付数 (うち再交付数)	狂犬病 予防注射 実施数	マイクロチ ップ装着数
令和 2 年度	59(3)	21(4)	29(0)	32	4

◎返還時の手数料等

返還料	飼育管理費 (一日につき)	犬の登録申請 手 数 料	狂犬病予防注射 済票交付手数料	狂犬病予防 注 射 料
3,000 円	400 円※1 500 円※2	3,000 円	550 円	2,750 円

※1：令和 2 年 9 月まで ※2：令和 2 年 10 月から

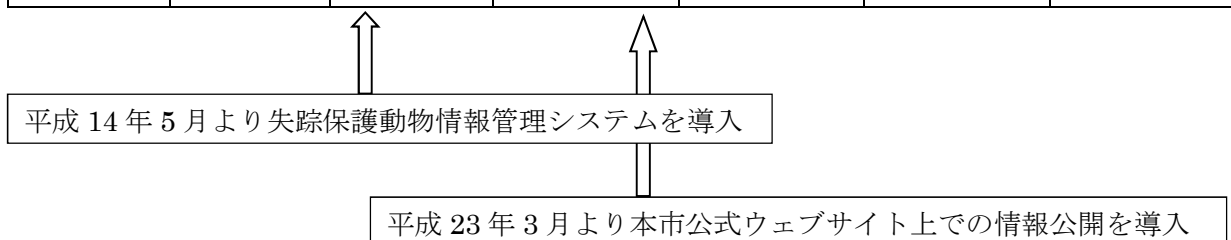
犬の鑑札再交付 手 数 料	狂犬病予防注射 済票再交付手数料	マイクロチップ 装 着 料
1,600 円	340 円	3,400 円

(2) 失踪動物・保護動物の捜索に対する飼主への協力

センターに寄せられる失踪動物及び保護動物に関する問い合わせは、令和 2 年度は 419 件でした。問い合わせを受ける毎に、「失踪保護動物情報管理システム※」により類似動物の照会を行っています。収容した捕獲犬、及び負傷動物の情報は 2 日間公示するとともに、平成 23 年 3 月からは本市公式ウェブサイト上に公開しています。

※ 失踪保護動物情報管理システム：平成 14 年 5 月から導入。市民から市内 16 保健センター及びセンターに寄せられる失踪又は保護動物の情報をサーバーコンピュータで一括管理。センターが収容した捕獲犬及び負傷動物の画像を各保健センターで確認することが可能。

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 22 年度	平成 24 年度	令和 元年度	令和 2 年度
犬の 捕獲頭数	763 頭	807 頭	339 頭	345 頭	133 頭	88 頭
犬の 返還頭数	247 頭	326 頭	175 頭	221 頭	97 頭	59 頭
犬の 返還率(%)	32.3%	40.3%	51.6%	64.1%	72.9%	67.0%



3 譲渡

生命の救済と地域の模範となる飼主の育成をめざして、広報なごや、本市公式ウェブサイト、保健センター及びセンター窓口等で、積極的に飼主を募集する譲渡事業を行っています。単なる動物の斡旋ではないことから、飼主には、次のような要件及び遵守事項を定めています。

飼主の要件

- 市内在住であること。ただし、市内では適切な飼主の応募がなかった動物についてはこの限りではない。
- 成人であること。
- 動物の飼養が可能な住宅に住んでいること。
- 飼主になることについて家族全員の同意を得ていること。
- 万が一、何らかの事情で譲渡動物を飼えなくなったときは、代わりに世話をする人を決めること。

飼主の遵守事項

- 法令等を遵守し、動物の健康及び安全を保持し、人への危害迷惑防止に努め、責任を持って終生にわたり家族の一員として大切に飼養すること。
- 繁殖を防止すること。なお、犬及び猫については、避妊又は去勢手術を実施すること。
- 犬については、狂犬病予防法第4条第1項に定める登録をし、狂犬病予防注射を受けさせること。なお、登録及び狂犬病予防注射は、原則としてセンターで実施するものとするが、犬の所在地が市外の場合はこの限りではない。
- 名札及びマイクロチップの装着（※）等、自己の所有であることを明らかにするための措置をすること。
- 譲渡後の飼養実態調査に協力すること。
- 子犬の譲渡を受けた飼主は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ・散歩では排せつさせず、自宅の一定の場所（トイレ）で排せつさせるしつけをすること。
 - ・センターで開催する犬のしつけ方教室又はパピー教室に参加すること。
- 成犬の譲渡を受けた飼主は、センターで開催する犬のしつけ方教室に参加しなければならない。
- 猫の譲渡を受けた飼主は、室内で飼養しなければならない。

※ マイクロチップの装着

所有明示の推進、及び模範的な飼主育成の観点から、センターで譲渡する動物に対してマイクロチップの装着を行っています。

(1) 犬の譲渡

収容期間の満了した捕獲犬および引取犬について、性格等の審査や健康診断を行い、犬の状況を把握しています。譲渡希望者についても、譲渡申込書を通じて犬を飼う環境や経験等を把握し、個々の犬にあった譲渡希望者に収容犬を紹介しています。譲渡希望者に対して一時飼養期間を設け、一時飼養の結果を受けて譲渡しています。

一時飼養を開始する前に譲渡前講習会を行い、犬を飼う心構えや責任、必要な知識についてお伝えし、正式に譲渡が決定した際には、譲渡希望者にしつけ方教室の受講を義務付けています。

◎令和 2 年度 犬の譲渡頭数 (頭)

捕獲犬	引取犬	計
26	23 (うち 1 頭は関係者に譲渡)	49

(2) 猫の譲渡

譲渡希望者に譲渡申込書を提出してもらい、飼主として必要な要件を満たしていることおよび飼い主としての遵守事項を守れることを確認した後、譲渡可能な猫を紹介しています。

譲渡時には完全室内飼育を重点的に指導すると共に、避妊去勢手術の必要性や身元表示、しつけ、健康管理についての指導を行います。

◎令和 2 年度 猫の譲渡頭数 (頭)

子猫	成猫	計
668	180	848

(3) ボランティア譲渡

平成 22 年より、センターが収容している動物の譲渡を受け、新たな飼主探しを行って譲渡する譲渡ボランティア(団体・個人)の募集・登録を行っています。登録に際しては要綱に譲渡ボランティアの登録基準及び遵守事項を定め、登録を希望する団体に講習会を行っています。

令和 2 年度末時点では団体 63、個人 6、合計 69 の譲渡ボランティアが登録されています。

◎令和 2 年度 ボランティア譲渡の頭数（再掲） （頭）

犬 計 47		猫 計 671	
子犬	成犬	子猫	成猫
4	43	581	90

（４）譲渡会

平成 28 年度（※）より、譲渡ボランティアの活動を支援するため、譲渡ボランティアが飼養している犬猫を新しい飼主に譲渡する取り組みとして、譲渡会を開催しています。（※28 年度は犬のみ実施、29 年度から猫も実施）

令和 2 年度の開催実績は次のとおりです。

◎令和 2 年度 犬の譲渡会

開催会場	センター	それ以外
実施回数	2 回	0 回
譲渡申込数 / 参加犬頭数	16 / 25	0
来場者数	214 人	0 人

◎令和 2 年度 猫の譲渡会

開催会場	センター	それ以外	オンライン
実施回数	7 回	7 回	1 回
譲渡申込数 / 参加猫頭数	78 / 286	77 / 226	2 / 43
来場者数	444 人	398 人	1,581 人

（５）譲渡に向けた新たな取り組み

- ・ボランティア譲渡した動物 628 頭にマイクロチップを無償で装着しました。
- ・譲渡を受けた新しい飼主に、ワクチン補助と避妊去勢手術の診療券を交付しました。

4 殺処分

(1) 殺処分及び焼却

譲渡不可能と判断され殺処分した犬猫及び収容中に死亡した犬猫は市立八事霊園斎場管理事務所に焼却を依頼しています。令和元年度の犬猫の殺処分頭数は次のとおりです

◎殺処分頭数（収容時又は収容中に死亡した犬猫を含む） (頭)

犬	猫	合計
3 (うち、収容時等死亡 3)	278 (うち、収容時等死亡 215)	281 (うち、収容時等死亡 218)

(2) 処分犬の評価

処分を決定した抑留犬は、狂犬病予防法施行令第 5 条に基づき委嘱、任命した評価人により処分犬の評価を行っています。

令和 2 年度は、センターの獣医師 13 名を評価人として委嘱、任命しました。

5 犬猫の飼養管理

獣医師を中心とする職員が、飼養中の犬猫について、餌やりや散歩、シャンプー、掃除など日々の世話を介して状態を観察し、健康管理を行っています。健康状態に異常が認められる場合は検査、投薬治療などを行います。適正な飼養管理のため、収容中の犬 30 頭、猫 100 頭については、センター収容中に避妊去勢手術を実施しました。多頭飼育崩壊等による猫引取りの場合の避妊去勢手術、センターでの処置が困難な治療は外部に委託しています。

収容された犬猫は、体調を整えて馴化を行い、可能な限り早期に譲渡できるよう努めています。

センターが判定した収容猫の譲渡適性について、外部の専門家による譲渡適性評価会を定期的を開催し、判定結果について評価を受けています。

6 目指せ殺処分ゼロ！犬猫サポート寄附金

犬猫の殺処分ゼロを目指し、動物愛護と終生飼養を普及させる「目指せ殺処分ゼロ！犬猫サポート寄附金」の取り組みに対して頂いた寄附金を活用し、センターや譲渡ボランティアのもとで、犬については粘り強く飼主が見つかるまで治療やしつけを行うこと、猫についてはミルクをあげる、治療や時間をかけて人に慣らすなど

のきめ細やかな世話をすることで、1頭でも多く新しい飼主に譲渡できるようにしています。

皆様から頂いた寄附金は、エサ、ペットシート、子猫のミルクや薬品の購入費用、譲渡ボランティアへの支援物資のほか、譲渡会の開催や避妊去勢手術の費用などにあてられます。

◎寄附金の件数及び金額

	件数（件）	金額（円）
平成 28 年度*	407	11,376,800
平成 29 年度	1,122	25,737,123
平成 30 年度	1,183	33,757,799
令和元年度	1,349	42,381,276
令和 2 年度	2,538	64,595,832

*平成 28 年度は「犬殺処分ゼロサポート寄附金」の実績

4 動物愛護と適正飼養の普及啓発・指導

1 愛護館における活動

センターでは、動物愛護と適正飼養の普及を目的に、愛護館の運営・開放を行っています。

(1) 開館時間

午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分

月曜日休館（ただし、祝日の場合は直後の平日が休館）

(2) 猫ルーム

猫との正しいふれあい方と命の大切さについて学ぶことができる場所として「猫ルーム」を設けています。午前 10 時 50 分、午後 2 時 30 分からの 30 分間を「猫のふれあい」開催時間とし、猫のふれあい方について説明をした後、猫とのふれあいを行っています。

また、猫ルームは、猫の完全室内飼育のモデルルームとしての展示も行っており、「猫のふれあい」開催時間外も事業猫を展示し、猫の完全室内飼育について学ぶことができる場所としています。

2 動物愛護の普及啓発教室等の開催

令和 2 年度に開催した動物愛護普及啓発教室等は以下のとおりです。

◎開催回数と参加人数

教室名	内容	所内開催		所外開催	
		回数	人数	回数	人数
猫のふれあい	ふれあいルーム内にて猫と触れ合い、いのちの大切さを体感し、動物愛護の気持ちを育む。	2	17	—	—
移動動物愛護教室	地域の集会や動物フェスティバルなどの機会をとらえて、動物愛護を啓発します。令和 2 年度はペットイベントや商業施設などで啓発活動を実施しました。	—	—	4	4,613

動物愛護教室	小中学校、高校、専門学校等の校外学習を受け入れ、施設見学やセンターの現状を伝えることで、動物愛護と適正飼養の啓発を行っています。	20	204	—	—
体験教室	中学生以上の学生の校外学習を受け入れ、センターの仕事の一部を体験することを通じて、動物愛護と適正飼養の啓発を行っています。	0	0	—	—
施設見学会	市民を対象に、センターの現状を殺処分状況も含めて広く知っていただくこと、センターに収容されている動物たちと施設の様子を実際に見ていただくことで、動物愛護の推進と課題を市民と共有します。	4	50	—	—
その他の教室	令和2年度は、 ・譲渡ボランティア講習会 ・乳飲み猫ボランティア講習会 ・動物慰霊祭 を通じて、動物愛護の普及啓発を行いました。	14	66	—	—

3 適正飼養の普及啓発教室等の開催

令和2年度に開催した適正飼養普及啓発教室等は以下のとおりです。

◎開催回数と参加人数

教室名	内容	所内開催		所外開催	
		回数	人数	回数	人数
犬のしつけ方教室	飼主に犬のしつけ方を指導し、人に対する危害・迷惑の防止を図るとともに、飼主と犬との生活をより楽しいものとするすることで、終生飼養につなげるための教室です。一般飼主のためのしつけ方教室、動物愛護推進員のドッグトレーナーを講師に招いて行う問題犬のためのしつけ方教室を行いました。	7	84	0	0

パピー 教室	生後 3 か月から 6 か月の子犬を同伴した飼主に対し、動物愛護推進員のドッグトレーナーを講師に招いて開催しました。子犬の時期から行うことで周囲への危害・迷惑の防止になり、飼主自身が犬との生活を楽しめるようになり、ひいては終生飼養に繋がることを目的としたしつけ方を指導し、最初の受講から 1 か月後に、フォローアップのための教室も行いました。	12	132	—	—
犬の しつけ方 相談	犬のしつけや飼い方に悩む飼主に対し、実際に犬を見ながらの相談に個別に対応しました。	27	41	0	0
犬の 飼い方 教室	新たに犬の飼主となる譲渡希望者、譲渡希望ボランティアに対し、犬の飼い方や個体ごとの状況を伝え、飼い方を指導しました。	38	60	—	—
猫の 飼い方 教室	新たに猫の飼主となる譲渡希望者、譲渡希望ボランティアに対し、猫の飼い方や個体ごとの状況を伝え、飼い方を指導しました。	479	824	—	—
高 齢 犬 猫 の ケ ア 教 室	犬猫の老後に備えて準備をし、人もペットも最期まで幸せに暮らせるように、病気や介護の方法について説明しました。	1	19	—	—
犬 猫 を 飼 う前教室	ペットを飼う前に考える事、準備すること、それぞれの家庭の暮らしに馴染むペットの種類などについて説明し、飼わない選択肢も含めて自覚と責任を促しました。	2	26	—	—

4 動物愛護週間行事

(1) 動物慰霊祭

令和 2 年 9 月 24 日 (木) に、センターでやむを得ず殺処分した動物の霊を弔うための動物慰霊祭を行いました。

(2) 動物フェスティバル2020なごや

令和2年11月15日（日）から11月21日（土）まで、オンラインにて「こどもたちと考える適性飼養について」をテーマに次のような事業を実施しました。

- ・動物愛護センター紹介
- ・仔猫動画配信

5 猫問題への対応

(1) 保護器の貸し出し

特定の飼主のいない猫に対する避妊去勢手術を目的に、猫の保護を希望する市民に対して、保護器の貸し出しを行っています。

令和2年度は、68件の保護器の貸し出しを行いました。

(2) 地域猫活動・TNR活動の推進

各区の保健センター及び、令和2年6月より地域猫活動の支援事業を名古屋市から受託した人とペットの共生サポートセンターと連携し、次の事業を実施しています。

- ・保健センターの依頼に基づく、住民説明会への参加
- ・猫の保護方法や健康管理等について相談対応
- ・人獣共通感染症予防対策としてダニの駆除の実施を支援
- ・みまもり地域の現場調査や巡回指導の実施

令和2年度は、なごやかキャット手術補助券を79件交付しました。

また、令和2年6月から新たに始まった、のら猫への避妊去勢手術の推進事業として、のら猫の避妊去勢手術券を96件交付しました。

6 所有明示の推進

マイクロチップによる所有明示の普及を目的として、譲渡動物に対してマイクロチップの装着を行っています。また、収容される動物について、マイクロチップの読み取りを実施しています。

(1) 譲渡動物・返還動物へのマイクロチップの装着

平成21年度から、センターではマイクロチップを装着したうえで、動物を譲渡しています。また、収容された犬や猫の返還時に、飼主からの希望によりマイクロチップの装着を行っています。

◎令和２年度マイクロチップ装着数

(頭)

	譲渡時	返還時	計
犬	1	4	5
猫	159	0	159
計	160	4	164

(２) マイクロチップの読み取り

マイクロチップリーダー（ハンディ型、スティック型、据え置き型）を活用し、センターに収容される動物（自活不能猫を除く）について、マイクロチップの読み取りを行っています。

7 避妊去勢手術の推進

犬猫の望まれない繁殖防止を目的に、犬猫の飼主に対して避妊去勢手術補助券の交付を、センター窓口で行っています。

◎令和２年度避妊去勢手術補助券交付件数

(件)

犬		猫	
避妊手術	去勢手術	避妊手術	去勢手術
59	41	101	117

8 災害時におけるペット対策**(１) 被災動物救護物資の備蓄**

災害発生時に被災動物を収容できるよう、常時、犬 100 頭、猫 50 頭に対して 10 日分のドッグフード、キャットフード及び医薬品等の備蓄を行っています。

(２) 飼主への啓発

愛護館の展示物・掲示物や各種教室等において、災害への備えについて飼主への啓発を行っています。

5 動物愛護推進員の活動の推進

1 動物愛護推進員関連事業

(1) 動物愛護推進員交流会の中止

令和2年4月19日（日）に開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の発生により中止となりました。

(2) 動物愛護推進員研修会・見学会の中止

令和2年11月・2月に開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の発生により中止となりました。

(3) 動物愛護推進員活動報告会の開催

令和3年3月23日（火）、新型コロナウイルス感染症まん延防止のために3密を避け、名東区役所講堂において動物愛護推進員活動報告会を開催しました。61人の動物愛護推進員から一年間の活動内容をまとめた活動報告書の提出がありました。37人が出席し、情報交換が行われました。

(4) 動物愛護推進員定期集会の開催

定期集会は8回開催予定でしたが、新型コロナ感染症の発生により6回の開催となりました。3密を避け、千種区役所講堂などで開催し、計125人の動物愛護推進員が参加しました。

(5) 動物愛護推進員活動の調整

ア 保健センターと動物愛護推進員との連絡調整

保健センターの人とペットの災害対策啓発活動などに対し、動物愛護推進員の紹介や、活動への協力依頼等を行いました。

イ NDAS ニュースの発行

センターから動物愛護推進員への情報伝達及び動物愛護推進員同士の情報共有を目的に、ニュース形式で文書を送付する「NDAS ニュース」を発行しました。

令和2年度はVol.85～Vol.90まで、計6回発行しました。

(6) 目指せ殺処分ゼロ！犬猫サポート寄附金に関する説明会

クラウドファンディング方式による寄附金募集にあたり、ワークショップ形式による説明会を動物愛護推進員・譲渡ボランティア対象に開催し、9人の動物愛護推進員が参加しました。

2 動物愛護推進員との協働事業

次の事業について、動物愛護推進員との協働により実施しました。

(1) 動物愛護週間行事

ア 動物慰霊祭

令和2年9月24日（木）に開催し、動物愛護推進員は12人参加しました。

イ 動物フェスティバル2020 なごや

令和2年11月15日（日）に開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の発生によりオンライン開催となりました。動物愛護推進員の紹介動画をサイトに掲載しました。

(2) センター開催事業

センターが行う、各種教室、譲渡会等の事業、計35回に、延べ43人の動物愛護推進員が参加しました。

(3) 保健センター開催事業

各区の区民まつり・総合防災訓練などが中止・縮小となり、動物愛護の啓発活動が実施できませんでした。

令和2年12月21日、中川区春田小学校の避難場所としてのペット飼育場所の確認を動物愛護推進員が実施しました。

(4) 狂犬病予防集合注射会場での協力

例年、動物愛護推進員が会場整理及び適正飼養、動物愛護の普及・啓発に協力していますが、新型コロナウイルス感染症の発生により中止となりました。

3 動物愛護推進員の自主的な活動の支援

動物愛護推進員の自主的な活動についての相談に応じ、活動支援を行いました。

令和2年度は、自主的な活動としては、地域におけるしつけ方・飼い方・いのちの教室、動物飼養相談、動物ふれあい活動、地域猫活動の支援や、犬猫等の保護譲渡のあっせんなどの他、区単位での動物愛護推進員の連携を深めるための取り組みがありました。

6 特定動物飼養者への指導

許可及び監視指導

動物の愛護及び管理に関する法律に定める特定動物の飼養・保管の許可に関する手続き及び飼養施設の監視指導を行っています。

令和2年度の許可及び監視件数は、以下のとおりです。

◎特定動物の許可件数、及び監視件数 (件)

飼養・保管許可申請件数 (変更許可を含む)	35
許可件数 (令和3年3月末現在)	148
立入調査件数	121

◎特定動物一覧 (件)

綱	目	科	属	種名	許可 件数
哺乳綱	霊長目	アテリダエ科	クモザル属	ジェフロイクモザル	1
		おながざる科	マカク属	シシオザル	1
				ニホンザル	1
				クロザル	1
			リーフモンキー属	シルバールトン	1
			マンドリル属	マンドリル	1
			オナガザル属	サバンナモンキー	2
				ブラッサグエノン	3
			コロブス属	アビシニアコロブス	2
		てながざる科	テナガザル属	ボルネオテナガザル	1
				フクロテナガザル	1
		ひと科	オランウータン属	オランウータン	1
			チンパンジー属	チンパンジー	1
			ゴリラ属	ニシローランドゴリラ	1

哺乳綱	食肉目	いぬ科	イヌ属	オオカミ	1
				セグロジャッカル	1
		くま科	ツキノワグマ属	ニッポンツキノワグマ	1
			メガネグマ属	メガネグマ	1
			クマ属	ヒグマ	2
			ホッキョクグマ属	ホッキョクグマ	1
			マレーグマ属	マレーグマ	1
		ねこ科	ネコ属	カラカル	2
				サーバル	3
				スナドリネコ	1
				ジャングルキャット	1
			オオヤマネコ属	ボブキャット	1
			ヒョウ属	ユキヒョウ	1
				トラ	1
				ジャガー	1
				ライオン	1
	長鼻目	ぞう科	アジアゾウ属	アジアゾウ	1
			アフリカゾウ属	アフリカゾウ	1
	奇蹄目	さい科	インドサイ属	インドサイ	1
			クロサイ属	クロサイ	1
	偶蹄目	かば科	カバ属	カバ	1
			コビトカバ属	コビトカバ	1
		きりん科	キリン属	アミメキリン	1
		うし科	バイソン属	アメリカバイソン	1
鳥綱	たか目	コンドル科		トキイロコンドル	1
				コンドル	1
		たか科		ハクトウワシ	1
爬虫綱	かめ目	かみつきがめ科		ワニガメ	14

爬虫綱	とかけ目	どくとかけ科		アメリカドクトカゲ	8
		にしきへび科		インドニシキヘビ	10
				アミメニシキヘビ	9
				アフリカニシキヘビ	1
		ボア科		ボアコンストリクター	10
				オオアナコンダ	2
		コブラ科		キングコブラ	1
				シンリンコブラ	1
				クロクビコブラ	2
		くさりへび科		ガボンアダー	4
				ライノセラスアダー	2
				コモンデスアダー (Acanthophis Antarcticus)	1
				パフアダー	2
				エダツノアダー	1
				カパーヘッドマムシ	1
				シロクチアオハブ	1
				スマトラアオハブ	1
				ヨロイハブ	2
				ホソオビヨロイハブ	1
				ヒガシダイヤガラガラヘビ	2
				ニシダイヤガラガラヘビ	2
				ブッシュバイパー (Atheris Squamigera)	3
				ブッシュバイパー (Atheris Antarcticus)	1
	わに目	アリゲーター科		ミシシッピーワニ	1
				ヨウスコウワニ	2
				メガネカイマン	2
				コビトカイマン	3

	目にわ	アリゲーター科		ブラジルカイマン	6
		クロコダイル科		ナイルワニ	1
				ニシアフリカコガタワニ	1
		ガビアル科		インドガビアル	1

7 動物取扱業者への指導

1 登録等及び監視指導

動物の愛護及び管理に関する法律に定める第一種及び第二種動物取扱業に関する手続き及び事業所の監視指導を行っています。

ア 第一種動物取扱業 (件)

登録申請件数 (登録更新申請を含む)	223
諸届出件数	612
登録数 (種別ごと) (令和3年3月末時点)	1129 販売 366 保管 539 貸出 35 訓練 87 展示 95 譲受飼養 7
事業所数	815
立入り監視件数	263

イ 第二種動物取扱業 (件)

届出件数	10
諸届出件数	1
届出施設数 (種別ごと) (令和3年3月末時点)	44 譲渡し 34 保管 8 貸出 1 訓練— 展示 1
飼養施設数	35
立入り監視件数	20

2 動物取扱責任者研修

名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、動物取扱責任者になろうとする者等に対し、動物取扱責任者認定研修(認定研修)を実施しています。

令和2年度は認定研修を2回実施し、また、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物取扱責任者研修(継続研修)を6回実施しました。

(人)

区別	開催日	受講者数
認定研修	10 月 14 日	29
	2 月 18 日	10
継続研修	11 月 24 日 午前	157
	11 月 24 日 午後	149
	12 月 4 日 午前	92
	12 月 4 日 午後	97
	3 月 11 日 午前	134
	3 月 11 日 午後	120

8 動物処理場及び化製場等に関する業務

許可及び監視指導

化製場等に関する法律に定める死亡獣畜取扱場及び飼養収容施設、動物処理場等に関する条例（愛知県条例）に基づく動物処理場について、許可に関する手続きや監視指導を行っています。

令和2年度の許可及び監視件数は次のとおりです。

（実績）

（件）

	死亡 獣畜 取扱 場	動物飼養収容								動物 処理 場
		牛	馬	豚	めん 羊	山羊	犬	鶏	あひ る	
許可申請件数	0	0	0	4	0	0	16	0	0	6
施設数 （R3.3月末時点）	1	6	7	19	3	3	130	5	1	21
監視件数	0	0	1	4	0	0	71	0	0	6

9 人獣共通感染症対策

啓発・指導

各種動物愛護・適正飼養教室において、「動物をさわった後は手を洗いましょう」を中心に人獣共通感染症の感染予防について啓発しました。動物取扱業者に対しては、動物取扱責任者研修において人獣共通感染症に関する講習を実施しました。動物とのふれあいを行う事業者に対しては、利用者が手洗い等を適正に行えるよう、施設立入時に指導を行いました。

10 関係機関一覧

関係機関名	所 在 地	電 話	F A X
保健所健康部食品衛生課	〒460-8508 中区三の丸三丁目 1-1	972-2649	955-6225
八事霊園・ 斎場管理事務所	〒468-0071 天白区天白町大字八事字裏山 69	832-1750	832-7759
千 種 保 健 セ ン タ ー	〒464-0841 千種区覚王山通 8-37	753-1971	751-3545
東 保 健 セ ン タ ー	〒461-0003 東区筒井一丁目 7-74	934-1212	937-5145
北 保 健 セ ン タ ー	〒462-0844 北区清水四丁目 17-1	917-6547	911-2343
西 保 健 セ ン タ ー	〒451-8508 西区花の木二丁目 18-1	523-4612	531-2000
中 村 保 健 セ ン タ ー	〒453-0024 中村区名楽町 4-7-18	481-2278	481-2210
中 保 健 セ ン タ ー	〒460-8447 中区栄四丁目 1-8	265-2257	265-2259
昭 和 保 健 セ ン タ ー	〒466-0027 昭和区阿由知通 3-19	735-3959	731-0957
瑞 穂 保 健 セ ン タ ー	〒467-0027 瑞穂区田辺通 3-45-2	837-3253	837-3291
熱 田 保 健 セ ン タ ー	〒456-0031 熱田区神宮三丁目 1-15	683-9678	681-5169
中 川 保 健 セ ン タ ー	〒454-0911 中川区高畑一丁目 223	363-4457	361-2175
港 保 健 セ ン タ ー	〒455-0015 港区港栄二丁目 2-1	651-6486	651-5144
南 保 健 セ ン タ ー	〒457-0833 南区東又兵衛町五丁目 1-1	614-2865	614-2818
守 山 保 健 セ ン タ ー	〒463-0011 守山区小幡一丁目 3-1	796-4617	796-0040
緑 保 健 セ ン タ ー	〒458-0033 緑区相原郷一丁目 715	891-3632	891-5110
名 東 保 健 セ ン タ ー	〒465-0025 名東区上社二丁目 50	778-3107	773-6212
天 白 保 健 セ ン タ ー	〒468-0056 天白区島田二丁目 201	807-3907	803-1251

Ⅲ 統 計

1 狂犬病予防事業及び動物愛護管理事業

(1) 区別

	捕獲犬（頭）				引取犬（頭）				返還犬（頭） ＊1	譲渡犬（頭）			鑑札交付（件）			予防注射（件）			注射済票交付（件）			マイクロチップ装着（件）			措置命令（件） ＊2	命令違反（件） ＊2	引取猫（頭）			自活不能猫（頭）	負傷動物（頭）			
	成犬	子犬	観察犬（再掲）	計	成犬	子犬	観察犬（再掲）	計		成犬	子犬	計＊2	返還犬	譲渡犬	計＊2	返還犬	譲渡犬	計＊2	返還犬	譲渡犬	計＊2	返還犬	譲渡犬	計＊2			成猫	子猫	計		犬（再掲）	猫	その他	計
千種	6	1	(-)	7	-	-	(-)	-	4	6	-	6	1	-	1	-	-	-	-	-	-	5	5	-	-	-	10	10	44	(-)	11	1	12	
東	-	-	(-)	-	1	-	(-)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	16	(-)	2	-	2		
北	3	-	(-)	3	3	-	(-)	3	1	3	-	3	1	-	1	1	-	1	1	-	1	-	2	2	-	6	5	11	44	(1)	12	-	13	
西	2	-	(-)	2	-	-	(-)	-	2	1	-	1	-	-	-	1	-	1	1	-	1	-	1	1	-	-	9	9	33	(-)	6	-	6	
中村	2	-	(-)	2	-	-	(-)	-	2	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	20	13	33	75	(-)	13	-	13	
中	3	-	(-)	3	2	-	(-)	2	1	-	-	-	1	-	1	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	5	-	5	33	(-)	3	-	3	
昭和	2	-	(-)	2	-	-	(-)	-	2	-	-	-	1	-	1	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	1	3	4	13	(-)	4	-	4	
瑞穂	6	-	(-)	6	1	-	(-)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	10	46	(-)	7	-	7		
熱田	2	-	(-)	2	-	-	(-)	-	2	1	-	1	1	-	1	2	-	2	2	-	2	-	1	1	-	1	-	1	18	(-)	9	-	9	
中川	10	-	(-)	10	5	-	(-)	5	6	-	-	-	1	-	1	2	-	2	1	-	1	1	-	1	-	12	-	12	131	(-)	16	-	16	
港	16	-	(-)	16	6	-	(-)	6	12	-	-	-	7	-	7	7	-	7	7	-	7	-	-	-	1	-	4	12	16	55	(-)	10	-	10
南	8	-	(-)	8	3	-	(-)	3	5	-	-	-	2	-	2	5	-	5	5	-	5	-	-	-	1	-	16	1	17	66	(-)	14	-	14
守山	4	-	(-)	4	1	-	(-)	1	4	-	-	-	2	-	2	2	-	2	2	-	2	1	-	1	-	7	6	13	38	(-)	7	-	7	
緑	12	4	(1)	16	2	-	(-)	2	8	7	1	8	-	-	-	4	-	4	4	-	4	1	7	8	-	-	11	7	18	42	(-)	12	-	12
名東	4	-	(-)	4	-	-	(-)	-	4	-	-	-	-	-	-	2	-	2	2	-	2	-	-	-	-	26	10	36	56	(-)	9	-	9	
天白	3	-	(-)	3	3	-	(-)	3	3	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	-	1	1	-	1	-	1	4	5	23	(-)	8	-	8	
市外	-	-	(-)	-	-	-	(-)	-	3	27	3	30	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	23	23	-	-	42	-	42	-	(-)	-	-	-
合計	83	5	(1)	88	27	-	(-)	27	59	45	4	49	17	-	17	32	-	32	29	-	29	4	39	43	2	-	164	80	244	733	(1)	143	1	145

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

市外からの引取りは他自治体または警察からの譲受け

*1捕獲した区で計上

*2当該犬の所在地の区で計上

(2) 月別

	捕獲犬（頭）				引取犬（頭）				返還犬（頭）	譲渡犬（頭）			鑑札交付（件）			予防注射（件）			注射済票交付（件）			マイクロチップ装着（件）			措置命令（件）	命令違反（件）	引取猫（頭）			自活不能猫（頭）	負傷動物（頭）			
	成犬	子犬	観察犬（再掲）	計	成犬	子犬	観察犬（再掲）	計		成犬	子犬	計	返還犬	譲渡犬	計	返還犬	譲渡犬	計	返還犬	譲渡犬	計	返還犬	譲渡犬	計			成猫*	子猫	計		犬（再掲）	猫	その他	計
4月	4		(-)	4	-	-	(-)	-	1	1	-	1	-	-	-	1	-	1	1	-	1	-	1	1	-	-	16	8	24	113	(-)	8	-	8
5月	3		(-)	3	2	-	(-)	2	2	2	-	2	1	-	1	2	-	2	2	-	2	-	2	2	-	-	1	10	11	169	(-)	11	-	11
6月	7	5	(-)	12	3	-	(-)	3	4	2	-	2	1	-	1	2	-	2	2	-	2	-	1	1	1	-	3	24	27	97	(-)	23	-	23
7月	10		(-)	10	2	-	(-)	2	7	5	1	6	3	-	3	4	-	4	2	-	2	-	6	6	-	-	20	8	28	97	(-)	22	-	22
8月	8		(-)	8	4	-	(-)	4	6	3	-	3	1	-	1	4	-	4	4	-	4	1	2	3	1	-	7	2	9	84	(-)	9	-	9
9月	9		(-)	9	3	-	(-)	3	8	10	3	13	3	-	3	3	-	3	3	-	3	-	8	8	-	-	52	4	56	92	(-)	18	-	18
10月	6		(-)	6	4	-	(-)	4	6	2	-	2	2	-	2	1	-	1	1	-	1	-	2	2	-	-	10	3	13	42	(-)	17	-	17
11月	5		(-)	5	3	-	(-)	3	5	3	-	3	3	-	3	3	-	3	3	-	3	1	3	4	-	-	6	2	8	6	(-)	9	-	9
12月	9		(-)	9	-	-	(-)	-	6	1	-	1	1	-	1	4	-	4	4	-	4	1	1	2	-	-	13	9	22	4	(-)	8	-	8
1月	5		(-)	5	3	-	(-)	3	4	8	-	8	-	-	-	3	-	3	2	-	2	-	6	6	-	-	5	-	5	-	(-)	6	-	6
2月	9		(1)	9	2	-	(-)	2	6	1	-	1	1	-	1	3	-	3	3	-	3	-	-	-	-	-	24	2	26	7	(1)	5	-	6
3月	8		(-)	8	1	-	(-)	1	4	7	-	7	1	-	1	2	-	2	2	-	2	1	7	8	-	-	7	8	15	22	(-)	7	1	8
合計	83	5	(1)	88	27	-	(-)	27	59	45	4	49	17	-	17	32	-	32	29	-	29	4	39	43	2	-	164	80	244	733	(1)	143	1	145

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

*警察から譲受けた成猫を含む

2 捕獲及び返還状況

(1) 区別

単位：頭

							返還犬の飼育日数										計
	捕獲方法						0日 (抑留日)	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日以上		
	通常捕獲	捕獲箱	薬物掃討	麻酔銃	吹き矢	計											
千種	7	-	-	-	-	7	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	4
東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1
西	2	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
中村	2	-	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2
中	3	-	-	-	-	3	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
昭和	2	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
瑞穂	6	-	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
熱田	2	-	-	-	-	2	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2
中川	10	-	-	-	-	10	2	2	1	-	1	-	-	-	-	-	6
港	16	-	-	-	-	16	3	2	1	-	-	2	1	-	3		12
南	8	-	-	-	-	8	1	3	1	-	-	-	-	-	-		5
守山	5	-	-	-	-	5	1	1	1	-	-	-	-	-	1		4
緑	16	-	-	-	-	16	3	2	1	-	-	2	-	-	-		8
名東	4	-	-	-	-	4	3	-	-	-	1	-	-	-	-		4
天白	3	-	-	-	-	3	1	1	-	-	-	-	-	-	1		3
合計	88	-	-	-	-	88	22	14	6	1	3	4	1	-	5		56

(注1) 標章記号について、「-」は計数のない場合

(注2) 市外への返還犬は計上せず

(2) 月別

単位 : 頭

							返還犬の飼育日数									
	捕 獲 方 法						0 日 (抑 留 日)	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日 以 上	計
	通 常 捕 獲	捕 獲 箱	薬 物 掃 討	麻 酔 銃	吹 き 矢	計										
4月	4	-	-	-	-	4	1									1
5月	3	-	-	-	-	3	2									2
6月	12	-	-	-	-	12	2	2								4
7月	10	-	-	-	-	10	2		2			1			2	7
8月	8	-	-	-	-	8	1	2	1		1				1	6
9月	9	-	-	-	-	9	3	3			1				1	8
10月	6	-	-	-	-	6	2	2				1	1			6
11月	5	-	-	-	-	5	1		1						3	5
12月	9	-	-	-	-	9	1	2	1	1		1				6
1月	5	-	-	-	-	5	2	1			1					4
2月	9	-	-	-	-	9	5					1				6
3月	8	-	-	-	-	8	1	2	1							4
合計	88	-	-	-	-	88	23	14	6	1	3	4	1	-	7	59

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

3 指導班活動状況

(1) 区別

単位：件

	捕 獲	自 活 不 能 猫	負 傷 動 物	巡 回 調 査	動 物 取 扱 業 監 視	特 定 動 物 監 視	そ の 他	合 計
千種	5	1	11	-	5	-	1	23
東	-	1	2	-	3	-	-	6
北	3	4	6	-	-	-	1	14
西	3	2	7	-	-	-	1	13
中村	3	4	8	-	-	-	1	16
中	2	3	-	-	6	-	4	15
昭和	3	-	1	-	-	-	1	5
瑞穂	5	-	4	-	-	-	1	10
熱田	4	1	4	-	1	-	-	10
中川	11	11	13	-	4	-	6	45
港	14	1	3	-	6	-	2	26
南	8	2	10	-	-	-	2	22
守山	4	1	4	-	-	1	4	14
緑	11	6	8	-	-	-	3	28
名東	15	4	2	-	1	-	3	25
天白	5	1	5	-	2	-	-	13
市外	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	96	42	88	-	28	1	30	285

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

(2) 月別

単位：件

	捕 獲	自 活 不 能 猫	負 傷 動 物	巡 回 調 査	動 物 取 扱 業 監 視	特 定 動 物 監 視	そ の 他	合 計
4月	4	7	5		3	1		20
5月	4	3						7
6月	6	7	14		1		2	30
7月	8	6	12		1		3	30
8月	9	8	4				4	25
9月	10	4	11		2		3	30
10月	11	6	13		4		3	37
11月	6	-	7		2		6	21
12月	12		6		5		3	26
1月	4		6		3		1	14
2月	11		3		7		2	23
3月	11	1	7				3	22
合計	96	42	88	-	28	1	30	285

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

4 殺処分（収容時又は収容中に死亡した犬猫等を含む）頭数

単位：頭

	総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
成犬	2 (2)	- (-)	- (-)	1 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
子犬	1 (1)	- (-)	- (-)	1 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
小計	3 (3)	- (-)	- (-)	2 (2)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
成猫	81 (62)	6 (3)	4 (4)	10 (7)	5 (4)	3 (3)	11 (10)	13 (11)	7 (5)	7 (5)	7 (5)	4 (2)	4 (3)
子猫	197 (153)	6 (5)	49 (28)	30 (19)	36 (27)	37 (35)	23 (23)	12 (12)	3 (3)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)
小計	278 (215)	12 (8)	53 (32)	40 (26)	41 (31)	40 (38)	34 (33)	25 (23)	10 (8)	7 (5)	7 (5)	4 (2)	5 (4)
その他の動物	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
計	281 (218)	12 (8)	53 (32)	42 (28)	41 (31)	40 (38)	34 (33)	25 (23)	11 (9)	7 (5)	7 (5)	4 (2)	5 (4)

注1 ()内は収容中に死亡

注2 標章記号について、「-」は計数のない場合

5 愛護指導業務に関する事業推移表

(1) 譲渡頭数

ア 犬

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
譲渡頭数	111	66	49
救命率 (%)	101.4	103.8	93.9

イ 猫

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
譲渡頭数	930	961	848
救命率 (%)	72.1	75.8	76.1

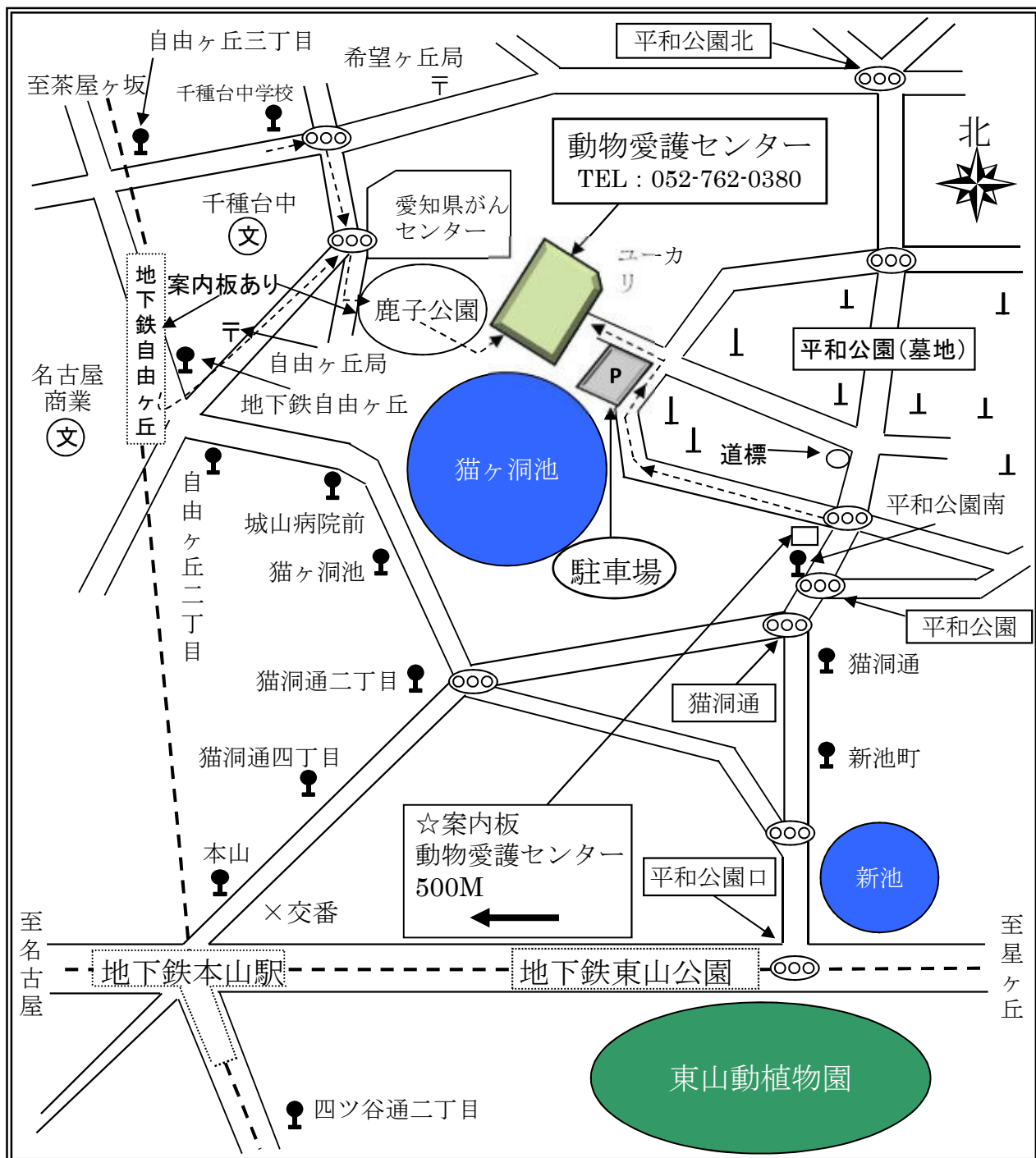
(2) 事業別実績数

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
動物愛護を啓発する教室	犬のふれあい広場	167	972	—	—	—	—
	猫ふれあいルーム	487	1,945	333	1,615	2	17
	なかよしワンワン教室	2	7	—	—	—	—
	動物愛護教室＊	59	2,266	39	284	20	204
	動物体験教室	6	25	3	22	—	—
	移動動物愛護教室＊	22	1,216	21	1,168	4	4,613
	その他の教室	30	1,883	16	1,629	18	116
動物介在活動	所内ワンニャンなごやか教室	1	9	—	—	—	—
	所外ワンニャンなごやか教室	3	135	—	—	—	—
動物適正飼養啓発教室	犬のしつけ方教室	9	152	7	152	7	84
	犬のしつけ相談（実技・個別）	36	46	45	62	27	41
	パピー教室	22	360	14	268	12	132
	狂注会場でのしつけ方相談	—	—	—	—	—	—
	区民祭等でのしつけ方相談	2	150	2	150	—	—
	犬の移動しつけ方教室	2	113	2	99	—	—
	犬の飼い方教室	126	192	62	83	38	60
	猫の飼い方教室	582	1,139	523	827	479	824
	今から考えよう！ 高齢犬猫のケア	2	62	—	—	1	19
	犬猫を飼う前教室	2	31	—	—	2	26
地域相談支援	推進員定例会・防災教室等	14	862	34	353	9	202
	なごやかキャット推進事業 説明会	5	100	7	38	12	24
動物取扱責任者認定研修		2	56	2	58	2	39
動物取扱責任者継続研修		3	713	2	537	6	749
動物愛護週間行事	動物フェスティバル （センターコーナー）	1	1,500	1	1,500	1	web
	W a nニャンふれあいD a y	1	2,000	—	—	—	—

「＊」＝いのちの教室含む



IV 名古屋市動物愛護センター案内図



☆ 交通機関

- ① 地下鉄自由ヶ丘駅2番出口から 徒歩15分（鹿子公園経由）
- ② 基幹バス2 （名古屋駅ー猪高車庫）
千種台中学校下車 徒歩10分（鹿子公園経由）
- ③ 地下鉄星ヶ丘駅から市バス（地下鉄自由ヶ丘駅行）
平和公園南下車 徒歩15分

〒464-0022 名古屋市千種区平和公園2 - 106 TEL 762-0380